

# 第10次香川県交通安全計画（案）について

## 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

くらし安全安心課 総務・交通グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3231/FAX:087-806-0244

E-mail: kurashi@pref.kagawa.lg.jp

平成28年2月10日から平成28年3月9日までの1カ月間、第10次香川県交通安全計画（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、4人から16件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

### 〈ご意見の提出者数〉

個人	4件
企業	0件
団体	0件
合計	4件

### 〈提出されたご意見の数〉

計画全般に関すること	1件
計画の基本理念に関すること	3件
道路交通の安全に関すること	11件
鉄道交通の安全に関すること	1件
合計	16件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画全般に関すること	
信号無視が多い、追い越し禁止区間なのに平気で追越しをするなど、県民全体が交通ルールを遵守する意識を持つために、どこの項目でもいいですが、全体的に取締りや県民の意識改革のことを書いて欲しい。	交通指導取締りについては、道路交通秩序の維持に、また、県民の意識改革については、交通安全思想の普及徹底に記載しています。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画の基本理念に関すること	
<p>① 交通事故のない社会を目指すための前提として、県民のゆとりの確保を追加する。</p> <p>② 交通警察官の役割として、交通現場（交差点等）における、見える形での日常の交通指導を行うことなどを内容とする「人間の顔を持った交通安全対策」の項目を追加する。</p> <p>③ 第三者のドライブレコーダー記録の提供によって、事故責任・処理の公平性を担保するとともに、自車の動きを記録することによる、法令順守・安全運転を推奨することなどを内容とする「ドライブレコーダー等の活用」の項目を追加する。</p>	<p>本計画において、ゆとりを持った運転ができる環境づくりに配慮することとしており、香川県交通安全県民会議においても、引き続き、県民の皆さんに余裕を持った行動を呼びかけてまいります。</p> <p>警察官による街頭での見える形での交通指導については、計画の基本理念の大きな柱ではなく、道路交通秩序の維持の一つであると考えています。</p> <p>ドライブレコーダー等の活用は、計画の基本理念ではなく、交通安全思想の普及徹底や車両の安全性の確保の一つであると考えています。</p>
道路交通の安全に関すること	
<p>① 人命尊重を第一に考え、交通事故死者数をさらに半減（26人）させる高い理想を目標に掲げる。</p> <p>② 歩行者及び自転車の安全確保のため、町私農道と国道市道の接点への左右確認線・カーブミラー等の設置のほか、放置自転車対策として、公的自転車駐車場の整備、事業者における屋根付き自転車駐車場の確保等を盛り込む。</p>	<p>第10次香川県交通安全計画における数値目標については、本計画と終期が同一であり、既に発表されている「新・せとうち田園都市創造計画」における目標値を設定しています。</p> <p>引き続き、種々の交通安全施設等を整備し、安全で快適な道路づくりを推進することとしていますが、私道等との結節点における対策は、関係住民の方々のご理解とご負担が必要となります。また、放置自転車対策については、自転車等の駐車場整備事業を推進するとともに、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について、自転車駐車場の設置を義務付ける条例の制定の促進、効率的な運用を図ることとしています。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>③ 生活道路における安全確保のため、一方通行規制や歩行者の左右確認線とカーブミラーの設置を盛り込む。</p> <p>④ ドライブレコーダーの録画を活用した指導を盛り込む。</p> <p>⑤ 事故分析に、保険会社の調査も参考にすることを盛り込む。</p> <p>⑥ 交通事故情報提供先に、テレビを加える。</p> <p>⑦ 交通渋滞緩和のための道路建設等から交通量減少への取り組みがよいのではないか。また、公共交通機関を利用しやすくすることを望む。</p> <p>⑧ 健康や介護予防の観点から歩きやすい環境整備を望む。</p> <p>⑨ 交通環境の実地調査に基づいた、下記項目を随時行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩車境界へのガードレールの新設による車両侵入の防止</li> <li>・ 交差点の局部改良（隅切、拡幅、右左折車線の設置・延伸、時差・右折信号の設置など）</li> <li>・ 交通信号時間などの細かな見直し</li> </ul> <p>⑩ 常習的な路上駐車に対する積極的な指導及び県民全体に訴えかけるキャンペーンを実施する。</p>	<p>生活道路では、県公安委員会、道路管理者、地域住民等が連携し、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図るとともに、交通安全施設等を整備し、安全で安心な歩行空間を確保することとしています。</p> <p>県警察において、ドライブレコーダーに記録された実際の交通事故映像を編集し、身近な交通事故から学ぶ危険予測のポイント等をまとめたDVDを制作し、交通安全指導等に活用しています。</p> <p>事故分析は、保険会社や交通事故総合分析センター等の調査結果や有識者による調査研究結果等も参考に実施しています。</p> <p>情報提供先の一例であり、現在もインターネットの他、テレビ等あらゆる広報媒体を活用した情報提供を行っています。</p> <p>道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るため、道路整備や交差点改良等による交通容量の拡大策のほか、市町等で連携し、公共交通機関の結節性・利便性の向上や自動車利用の効率化を推進し、交通量の時間的・空間的平準化を推進することとしています。</p> <p>本計画は、交通安全に関する計画であり、健康や介護予防を観点とする施策はありませんが、安全・安心な歩行空間の整備を推進することとしています。</p> <p>交通事故防止を目的とした交通安全施設の整備等の道路交通環境の改善は、年間を通じ随時実施しています。</p> <p>道路交通の安全と円滑を図るため、駐車違反の取締り、広報啓発、駐車場整備等の総合的な駐車対策を実施しています。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>⑪ 取締に偏ることなく、指導による交通安全意識の醸成に努める。</p>	<p>警察官による取締りだけではなく、警察官の姿を見せる指導を取締りに合わせて行うとともに、広報啓発活動などの安全教育と連携し、県民の皆さんの交通安全意識の醸成に努めています。</p>
<p>鉄道交通の安全に関すること</p>	
<p>重大な列車事故の未然防止を図るため、列車にもカーナビと居眠警報を備えた二重三重の注意を喚起することを盛り込む。</p>	<p>運転保安設備等の整備に記載のとおり、カーナビに代わるものとして運転状況記録装置、居眠り警報を有するものとして運転士異常時列車停止装置の整備を推進しています。</p>